

# 東京都議会議員選挙

投票日 6月22日(日)  
投票時間 午前7時~午後8時

## 今回の選挙で投票できる方

平成19年6月23日までに生まれた方で、令和7年3月12日以前から多摩市に住民登録をし、令和7年6月12日現在、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。

今年になってから転居・転入・転出をした方は下表をご確認ください。

以前から多摩市に住所を有し、市内で転居した方	5月30日以前に転居届を出した方	転居後の投票所で投票できます
	6月2日以降に転居届を出した方	転居前の投票所で投票できます
多摩市に転入した方	3月12日以前に転入届を出した方	投票できます
	3月13日以降に東京都内から転入届を出した方	多摩市では投票できません 前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください
投票日前に東京都外へ転出した方	投票できません ※転出前であれば、期日前投票所で投票できます	

## 投票には投票所入場整理券をご持参ください

投票所入場整理券は、告示日の6月13日(金)に向けて住民票の世帯ごとに封書で発送します。ご自宅に届きましたら投票所へお持ちください。  
※新有権者の方は、個別にお送りしています



## 選挙公報を全戸配布します

6月17日(火)ごろから候補者の政見や公約などを掲載した選挙公報を、順次各家庭へお届けします。期日前投票所や公民館・市役所1階ロビー・市内各駅構内にも設置予定です。



選挙のめいすいくん

大切な1票、忘れず投票。

## 期日前投票所のご案内

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。会場によって開設日時が異なりますのでご注意ください。

6/14(土)~6/21(土) 8:30~20:00	6/17(火)~6/20(金) 10:00~20:00 6/21(土) 10:00~17:00
市役所西第1会議室 (閑戸6-12-1) 	多摩センター駅出張所(落合1-10-1) 
平日は比較的空いています	
6/17(火)~6/20(金) 10:00~20:00	6/17(火)~6/20(金) 10:00~20:00
閑戸公民館ギャラリー (閑戸4-72 ヴィータ・コミュニティ7階) 	消費生活センター講座室 (永山1-5 ベルブ永山3階) 

### ポイント① 期日前投票にも投票所入場整理券が必要です

あらかじめ投票所入場整理券裏面の「宣誓書兼請求書」欄に必要事項を記入の上、お越しください。  
記入方法はB面をご参照ください。

### ポイント② 投票日当日に18歳になる方も投票できます

平成19年6月23日以前に生まれた方で、期日前投票期間中はまだ17歳の方でも期日前投票所で投票ができますが、「不在者投票」という通常と異なる投票方法となりますので、係員にお申し出ください。

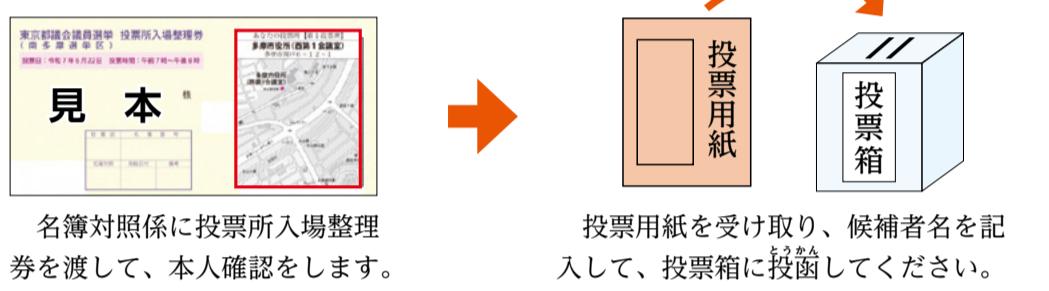
## B 不在者投票のご案内など

### 期日前投票または不在者投票をご利用の方へ

期日前投票をご利用の際は、投票所入場整理券裏面の[A]宣誓書兼請求書への記入が必要です。また、不在者投票をご利用の場合、[A]および[B]投票用紙送付先をご記入ください。

◆ 投票日当日に投票所に行くことができない方へ ◆
次の(1)(2)のいずれかの方法で投票できます。
(1) 多摩市の期日前投票所で投票する方法 右側の[A]宣誓書兼請求書をご記入の上、多摩市の期日前投票所にお持ちください。
期日前投票所 期間 時間 多摩市役所西第1会議室 6/14(土)~6/21(土) 8:30~20:00 閑戸公民館ギャラリー(落合7階) 6/17(火)~6/20(金) 10:00~20:00 消費生活センター講座室(ベルブ永山3階) 6/17(火)~6/20(金) 10:00~20:00 多摩センター駅出張所 6/17(火)~6/21(土) 10:00~17:00
会場 令和7年 月 日 A 氏名 本 記載 本 表面の住所と同じ場合はレ点チェックのみ記入ください。 生年月日 明治・大正 年 月 日 B 平 ※宣誓書:公職選挙法施行令第49条の8、第52条 投票用紙送付先 平 ※選在等の住所を記入ください。 【日中、連絡の取れる電話番号】※必ず記入ください。 TEL: — — ※投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、お早めのお手続きをお願いします。

### 投票方法について



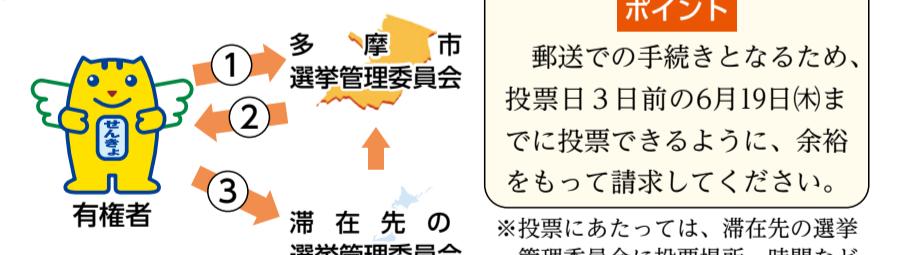
### 不在者投票のご案内

#### ● 滞在先などの不在者投票

多摩市の有権者の方が、選挙期間中に出張先や一時滞在先の選挙管理委員会で投票ができる制度です。

- 手順**
- 多摩市の選挙管理委員会に投票用紙の請求をします。請求は、投票所入場整理券裏面の[A]欄および[B]欄に必要事項を書いて郵送またはご持参ください。  
※ファクシミリやメールでの請求はできません
  - ご希望の住所に「投票用紙」などを郵送します。
  - 投票用紙が届いたら、封を開けずに滞在先の選挙管理委員会が指定する投票場所に持つていき、投票します。

投票後、投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から多摩市選挙管理委員会へ郵送されます。



#### ● 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設内で不在者投票ができます。

詳細は、入院・入所している施設の担当者にお問い合わせください。

#### 注意 第21投票区「からきだ菖蒲館」の駐車場について

改修工事により、大松台小学校、鶴町中学校の駐車場が利用できません。公共交通機関もしくは、近隣の民間駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。(障がい者用駐車スペースあり)

### 代理投票・点字投票について

心身の状態などにより自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」を、目が不自由な方は「点字投票」を利用できます。投票所の係員にお申し出ください。

また、投票所には車いすやヘルパーステッスル、投票方法などをイラストや文字で説明するコミュニケーションボードをご用意していますので、係員にお申し出ください。

(<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyo/useiinkai/senkyo/seido/1016452.html>)



### 有権者の方は開票を参観できます

6月22日(日)午後9時から、多摩市立総合体育館1階で即日開票します。  
※車でのご来場はご遠慮ください



### 親子連れ投票について

公職選挙法の一部改正により、平成28年6月から投票所に同伴できる子どもの年齢が、「幼児」から「18歳未満」に拡大されました。投票所の様子や、投票する姿を見ることは貴重な社会教育の場になり、子どもの将来の投票につながります。ぜひ一緒に投票所へお越しください。

### 郵便等投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあることにより投票所での投票が困難な方を対象に、郵便などにより自宅などで投票できる制度です。以下の要件に該当する方であれば、事前に申請をして「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、ご利用いただけます。

※投票にあたっては「郵便等投票証明書」の交付後、投票日4日前(6月18日(木))までに投票用紙を請求していただく必要があります

#### ▼身体障害者手帳をお持ちの方

障害などの区分	障害などの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○

#### ▼戦傷病者手帳をお持ちの方

障害などの区分	障害などの程度			
	特別	第1	第2	第3
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○	○

障害などの区分	障害などの程度			
	特別	第1	第2	第3
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	○	○
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	○	○	○
免疫、肝臓の障害	○	○	○	○

※上記の対象となる方で、自ら投票用紙に記載することができない方(下表の障がいのある方)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出方に代理記載をしてもらうことができます

身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方
	戦傷病者手帳
身体障害者手帳	上肢もしくは視覚の障害の程度が特別障害・第1障害・第2障害の方

申請方法  
「郵便等投票証明書交付申請書」に必要事項を記入し、身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証とともに提出してください。  
要件を満たしている方に「郵便等投票証明書」を発行しますので、大切に保管してください。  
※「郵便等投票証明書交付申請書」の様式は、公式ホームページに掲載しているほか、市役所東会議室1階の選挙管理委員会事務局で配布しています。(<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/gyouseiinkai/senkyo/seido/1005401.html>)

